

提言書

持続可能な行財政運営を実現する
公共施設マネジメントの推進に向けて
～ 地方公会計による財務書類の活用と連携 ～

令和 4（2022）年 2 月 1 日

習志野市公共施設等再生推進審議会

目 次（案）

提言にあたり	1
提 言	
提言について	3
提言 1 公共施設マネジメントにおける地方公会計の活用について ～ストック情報の活用の推進～	6
提言 2 市政運営における投資的経費の適正管理等に関する地方公会計の 先進的な活用の検討について	11
提言 3 公共施設マネジメントにおける地方公会計の効果的な活用を 促進する庁内体制の整備について	14
提言 4 公共施設マネジメントにおける市民、利用者等との問題意識の 共有化と合意形成について	16
提言 5 公共施設等総合管理計画及び個別施設計画の継続的な見直しと 充実について	18
提言 6 新型コロナウイルス感染症による公共施設マネジメントへの 影響の把握と対策の検討について	19
提言の実現に向けて	21
習志野市公共施設等再生推進審議会委員名簿	22
審議日程	23
設置根拠 習志野市公共施設等再生基本条例	24
諮問書	27

参 考 資 料

提言にあたり

全国の地方公共団体においては、日々の生活に欠かすことのできない多くの公共施設の老朽化が進みつつある中で、現在、その対策が検討されており、一部の団体においては、すでに実行段階に至っています。

しかしながら、この対策の実行には多額の事業費が必要であり、社会環境や経済情勢の急激な変化の中で、様々な公共サービスを提供しなければならない行政にとっては、公共施設の老朽化対策のための財源を確保し、住民の安全・安心を守りつつ、必要な事業を実施していくことに対して非常に難しい舵取りが求められています。

このような中、習志野市では、すでに平成 20（2008）年度には、公共施設に関する老朽化の実態をハード面とコスト面から明らかにした「習志野市公共施設マネジメント白書」を作成し全国的にも早い段階からこの問題の解決に向け様々な取り組みを進めるとともに、平成 25（2013）年度には「公共施設再生計画」を策定し建築物に関する公共施設の老朽化対策の実践を進めるなど、これまで全国の取り組みの先導的な役割を果たしてきたものと認識しています。

このような公共施設の老朽化対策をめぐる問題の根底には、行政が実施する公共施設の老朽化対策を含む普通建設事業などの投資的な事業について、資産と負債をどのように管理していけば良いのかという大きな課題があります。

その課題の解決に向けた取り組みの一つとして、平成 18（2006）年度に制定された「行政改革推進法」および、総務省から全国の地方公共団体に対して通知された「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」において、「資産債務改革」が位置づけられ、これまでの現金主義、単式簿記に基づく官庁会計から、発生主義、複式簿記に基づく公会計の実現に向けた地方公会計改革がスタートしています。

習志野市においては、公共施設マネジメントの取り組みと同様に、全国的にも早い段階から地方公会計改革の取り組みに着手し、平成 21（2009）年度には、資産をより正確に把握する手法である基準モデルを採用した貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書及び資金収支計算書の財務四表を作成し、その後も施設マイナンバーの導入、日々仕訳による統一的な基準への移行など、先進的な取り組みを進めていることが審議会の議論の経過の中で確認できました。

このような公共施設マネジメントと地方公会計改革の動きを背景として、本審議会においては、現在、習志野市が取り組んでいる公共施設マネジメントを、これまで以上に効果的、効率的に推進するためには、どのように地方公会計と連携を図っていけば良いのかという観点からの諮問を受け、令和 2 年 4 月に審議をスタートして以来、新型コロナウイルス感染症の影響を受けつつも、これまで約 1 年半にわたり 4 回の会議を開催し、その基本的な方策について議論を進めてまいりました。

その間、事務局からの様々な説明、資料提供を受ける中で、公共施設の老朽化問題が、習志野市の将来のまちづくりに与えるインパクトの大きさ、課題解決の困難さなどについ

て認識するとともに、公共施設マネジメントと地方公会計の連携の重要性について、委員一同、改めて実感したところであります。

審議の過程においては、各委員からの積極的なご意見、ご提言をいただく中で、鋭意、検討を進めた結果、本提言書を取りまとめることができました。

本提言書を踏まえた取り組みを進めることにより、習志野市の将来のまちづくりが実りあるものとなることを願いつつ、さらには、習志野市の事例が全国の地方公共団体におけるこれからの検討と実践に活かされることを期待しています。

なお、新型コロナウイルス感染症が及ぼす社会生活への影響に対する対応は、今後の公共施設マネジメントの取り組みにおいても重要な要素となることが避けられない状況であることから、提言の最後に項目を加えることといたしました。

以上のような背景と現状認識に立ち、習志野市公共施設等再生推進審議会は、「持続可能な行財政運営を実現する公共施設マネジメントの推進に向けて～地方公会計による財務書類の活用と連携～」に関する提言書を提出いたします。

具体的な提言内容については本編において記述しますが、市はこの提言を真摯に受け止めて、できる限り提言を活かすことにより、習志野市の更なる発展と市民に役立つ公共施設マネジメントの推進及び地方公会計の取り組みを進めていただくことを委員一同希望するものです。

令和4年2月1日

習志野市公共施設等再生推進審議会

会長 小林 麻理

提言について

私たちが日々利用している道路、橋りょう、上下水道、学校、公民館などの様々な公共施設は、昭和 30（1955）年代から 50（1975）年代にかけての高度経済成長期からその後の人口が急速に増加した時期に整備されたものが多く、それから 50 年以上を経過した現時点では、老朽化による寿命を迎え更新時期となっている施設が数多く存在しており、今後とも次々とその寿命を迎える施設が増加していきます。

このような中、習志野市だけではなく多くの地方公共団体においては、人口減少社会の到来、経済成長の低下などによる税収環境の悪化や、少子高齢社会の進展等に伴う社会保障関係経費の増大などに伴い財政状況が年々厳しさを増していく中で、公共施設の老朽化対策等の投資的経費について、その財源をどのように確保し必要な事業を計画的に実施していけば良いのかが行財政運営における非常に大きな課題となっています。

この問題に対して、習志野市では、平成 20（2008）年度に「公共施設マネジメント白書」を作成し全国でも早い時期から課題解決に向けた取り組みを開始し、平成 26（2014）年 3 月には、公共建築物の老朽化対策をまとめた「公共施設再生計画」を策定するなど、公共施設の老朽化問題に取り組む全国の地方公共団体の先導的な役割を果たしてきました。

この間、国においても、平成 24（2012）年 12 月の笹子トンネル天井落下事故を契機として、平成 25（2013）年 11 月に「インフラ長寿命化基本計画」¹を策定し、公共施設の老朽化対策を計画的に実施する取り組みがスタートするなど、公共施設の老朽化問題に対する具体的な取り組みが、国、地方を問わず日本全体で進められているところです。

このような背景の中で、「地方公共団体等が保有し又は借り上げている全ての公共施設を、自治体経営の視点から総合的かつ統括的に企画、管理及び利活用する仕組み」を総称して、「公共施設マネジメント」²と呼ぶようになっていきます。

一方、公共施設の老朽化対策等の事業費は、地方公共団体の財政においては普通建設事業費、すなわち資産形成等のための投資的経費に分類され、その財源の一部には、地方債の発行が認められていることから、厳しさを増す財政状況のもとで財政規律を保ちつつ適切な財政運営を行っていくためには、公共施設等の資産と地方債等の負債について適正な管理を実行していくことが重要になっており、この課題に対する対策の検討も必要になっています。

¹ 公共施設等の老朽化の進展に対応し、国民の安全・安心を確保し、中長期的な維持管理・更新などに係るトータルコストの縮減や予算の平準化を図るとともに、維持管理・更新に係る産業の競争力を確保するための方向性を示すものとして、平成 25 年 11 月に内閣府「インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議」が策定した計画。

² 出典：公共施設マネジメント info（一般財団法人 地域総合整備財団）ホームページより。本提言では、これを公共施設マネジメントの定義とする。

しかしながら、従来の官庁会計は、毎年の資金収支の管理を中心とした現金主義、単式簿記による会計であることから、投資的経費が財政に及ぼす影響を把握し適切に管理することが難しい面がありました。

そこで、平成 18（2006）年度に全国の地方公共団体に対して、行財政改革の取り組みの指針として通知された「地方公共団体における更なる行政改革の推進のための指針」の中の一項目として、公共施設の老朽化問題等に着目し、資産と負債を適切に管理することを目指した「資産債務改革」が位置づけられ、併せて、これまでの現金主義、単式簿記に基づく官庁会計から、発生主義、複式簿記に基づく公会計の実現に向けた地方公会計改革がスタートしています。

習志野市においては、公共施設マネジメントの取り組みとともに、地方公会計改革においても、平成 13（2001）年度決算より普通会計のバランスシートを作成および公表し、その後、資産をより正確に把握する基準モデル³による固定資産台帳の整備を手始めとして、平成 20（2008）年度の開始バランスシートの作成など、全国的にも早い段階から地方公会計改革に取り組んできました。

さらに、平成 21（2009）年度には財務四表による財務報告書⁴の策定、公表、その後も継続的に財務書類を作成、公表を行いつつ、財務書類のデータの有効活用に向け、施設マイナンバー⁵の導入、日々仕訳の実施などに取り組んでいます。

このように、公共施設の老朽化対策やその財源確保策としての公有資産の有効活用などを包含する公共施設マネジメントと地方公会計改革の取り組みは、そもそも「資産債務改革」という行財政改革の取り組みの一つの柱として動き始めたものでしたが、その内容の専門性、縦割り行政の中での業務分野の違いなどにより、それぞれの業務が独立して実施されているのが現実であり、その連携は不十分なものと言わざるを得ない状況が認められます。

そのような中、近年、総務省から、公共施設マネジメントと地方公会計の連携が強く要請されるとともに、習志野市の行財政運営においても、公共施設マネジメントの更なる進展と地方公会計の有効活用に向け、両業務のより緊密な連携を図りつつ、次なるステージへのステップアップが必要な時期を迎えているものと考えます。

こうした背景を踏まえつつ、本審議会においては、市から示された諮問事項に対して、多角的に議論を行ってきた結果、以下の 6 項目について提言を行うこととします。

なお、この提言の背景や審議過程のデータ等については、巻末に参考資料として添付します。

³ 地方公会計改革の取り組みにおいて平成 18 年に総務省から示された会計モデルで、資産の状況をより正確に把握するため発生主義・複式簿記の導入と固定資産台帳（有形固定資産は再調達原価で評価）の整備を前提としたモデル。

⁴ 平成 20 年度決算以降の習志野市の財務報告書は市のホームページ（市政情報→財政・会計→習志野市財務報告書）に掲載されている。

⁵ 施設ごとの会計情報を区分し施設ごとの財務書類を作成するために、習志野市が保有する公共建築物に付けた一連の番号。

提言項目

- 提言 1 公共施設マネジメントにおける地方公会計の活用について
～ストック情報の活用の推進～
- 提言 2 市政運営における投資的経費の適正管理等に関する地方公会計の先進的な活用の検討について
- 提言 3 公共施設マネジメントにおける地方公会計の効果的な活用を促進する
庁内体制の整備について
- 提言 4 公共施設マネジメントにおける市民、利用者等との問題意識の共有化と
合意形成について
- 提言 5 公共施設等総合管理計画及び個別施設計画の継続的な見直しと充実について
- 提言 6 新型コロナウイルス感染症による公共施設マネジメントへの影響の把握と
対策の検討について

提言 1 公共施設マネジメントにおける地方公会計の活用について ～ストック情報の活用の推進～

公共施設の老朽化対策や資産の有効活用を効果的・効率的に進めるためには、施設の老朽化度の把握や事業手法の検討といったハード面からのアプローチだけではなく、公共施設を保有することによる将来の財政への影響や事業の実施を裏付けるための財政面からの検討、施設を保有、利活用することによる政策・施策の実現への効果測定など、ソフト面からの検討も大変重要です。

習志野市における公共施設等総合管理計画⁶や、それに基づく個別施設計画⁷（長寿命化計画）の策定においては、ハード面からの検討に比べソフト面からの検討の更なる充実、強化が必要であると認められます。

このソフト面からの検討を充実させていくためには、現在、全国の地方公共団体において進められているフロー情報とストック情報を総体的・一覽的に把握する地方公会計改革の取り組みに基づく統一的な基準⁸による財務書類のデータを活用することが有効であると考えられることから、習志野市の公共施設マネジメントの更なる推進に向け、以下の点について提言を行います。

（1）財務書類（貸借対照表・行政コスト計算書・純資産変動計算書・資金収支計算書）を活用した事業計画の検討、見直しを実施すること

- ◆ 習志野市では、平成 28（2016）年度決算から統一的な基準による財務報告書が作成、公表されており、財務書類のデータの経年変化及び類似団体との比較検討等が可能となっています。また、財務書類のデータを活用することにより、これまでの投資活動が習志野市の財政へ及ぼす影響の把握、現時点の資産と負債の状況の分析なども可能です。
- ◆ したがって、これらの現況把握及び比較分析結果等を公共施設の老朽化対策に関する事業計画の見直し、検討や公有資産の有効活用の検討などに積極的に活用することが必要です。
- ◆ また、審議会の議論においても、既存の財務書類のデータを活用することで、以下のような現状把握及び分析ができました。これらは一例ですが、財務書類のデータを有効活用することにより、これまで以上に効果的な公共施設の老朽

⁶ 公共施設等総合管理計画とは、「地方公共団体が所有する全ての公共施設等を対象に、地域の実情に応じた、総合的かつ計画的に管理する計画」（総務省ホームページ）のこと。

⁷ 個別施設計画とは、「インフラ長寿命化基本計画（平成 25 年 11 月）」に規定された、各インフラ（公共施設）管理者がインフラ（公共施設）ごとに定めた行動計画である「インフラ長寿命化計画」（これを地方公共団体では「公共施設等総合管理計画」という。）に基づき策定することとされている個別施設ごとの長寿命化計画のこと。

⁸ 地方公会計改革の取り組みにおいて、平成 26 年 4 月に総務省から新たに示された、固定資産台帳（有形固定資産は取得原価による評価）の整備と発生主義・複式簿記の導入を前提とした財務書類の作成に関する基準のこと。

化対策、資産の有効活用等の事業計画の見直し、検討を進めることが可能と考えられることから、公共施設マネジメントの更なる充実に向けて、財務書類のデータを有効活用することを求めます。

【財務書類のデータの分析事例：参考資料 1、2 および 3 を参照】

- ① 平成 28（2016）年度から令和元（2019）年度までの貸借対照表の推移をみると、有形固定資産、特に事業用資産が増加し、合わせて固定負債（地方債）が増加している。これは、将来に向けた負担が拡大傾向にあり、将来に向けて見直すべき点が増えていることを表している。また、行政コスト計算書の減価償却費が増大していることから、現在も施設の規模が拡大しており、将来的な維持管理負担が増加することを示している。したがって、これらの数字を見る限り、施設に係る費用が拡大傾向にあり、今後の財政負担をどうするのかということが課題となることが予想される。
- ② 貸借対照表の分析では、習志野市は、近隣他市に比べて金額ベースでの資産が多いことが認められるが、これは豊かであるということではなく、過去の投資額が大きいということであり、資産を更新していくためには、今後、大きな負担が発生することから、この問題にどのように対策をするのかを早急に検討し実施していくことが必要である。
- ③ 財務書類のデータの近隣他市との比較では、現状では債務が少ないが、今後の人口減少時代における支払い能力を考慮すると、今後の投資的経費の財源として債務を増やせるかといえば難しいことが推察できる。したがって、投資的経費の抑制、即ち、公共施設の見直しが必要と考えられる。
- ④ 行政コスト計算書における純行政コストが増加傾向にあり、その中で老朽化した公共施設の整備のために必要な資金を確保することは、非常に難しい課題である。
- ⑤ 公共施設の老朽化対策の財源として基金⁹を取り崩している。現状では基金の現在高は横ばいとなっているが、その内情は、基金の取り崩し額を不動産売却収入で補填してきたということが読み取れる。基金の現在高の推移を見れば安心と見えるが、実は多額の基金取り崩しを行わなければ老朽化対策が実施できないという厳しい状況にあることが推測できる。
- ⑥ 近隣他市との比較では、習志野市は資産が多く、それにより便益を受けている一方、負債が多く、これをどうやって返していくのかという問題を抱えているということがわかる。このことが将来、行政サービスの提供において、どこにしわ寄せが行くのかを考える必要がある。

⁹ 基金とは、財政運営を計画的に行うため、あるいは特定の目的のために資金を維持し、または積み立てるもので、家計における預貯金に相当するものです。

(2) 施設マイナンバーを活用した施設単位の財務書類による施設評価の方法を検討し実施すること（参考資料 5 および 6 を参照）

- ◆ 公共施設の改修・更新などの老朽化対策の実施や、財源確保を目的とした公有資産の有効活用の検討においては、既存施設の目的や効果、あるいは将来ニーズを客観的なデータにより分析、検討し方針を決定することが重要であり、そのための施設評価が重要です。
- ◆ 施設評価の実施にあたっては、基本的にはコストに基づく評価が重要ですが、単純にコストの多寡により評価するだけではなく、施設の機能や実施されているサービスの重要性、政策・施策目的の達成に対する貢献度、あるいは施設から受ける市民の便益を含めた総合的な評価なども必要であることから、その方策について検討することが必要です。
- ◆ また、施設ごとのコストの把握にあたっては、行政コスト計算書の活用が有効です。特に、習志野市においては、他市に先行する形で、独自に施設マイナンバーを導入しており、施設単位での財務書類の作成が可能な状況となっていることから、今後、財務書類のデータを活用した施設評価手法の確立に向けた早期の取り組みを期待します。
- ◆ 施設評価の結果を情報公開することが、市民、利用者へのアカウントビリティ（説明責任）を果たすことを含めて、大変重要です。習志野市は公共施設マネジメントの検討において、様々な機会による市民への情報提供、意見交換などに取り組んできましたが、公共施設をめぐる現状について、より分かりやすい形での情報公開手法として、早期に施設評価の方法を検討、実施し、積極的な情報公開を行うことを求めます。
- ◆ なお、施設評価の実施にあたっては、財務書類を活用したコストに関する分析も必要ですが、これまで実施してきた、公共施設でどのような公共サービスを提供するのか、今後も維持していくのか、その役割の代替施設はないのか、あるいは民間活力の活用はできないのかなど、これまで実施してきた施設のあり方に対する議論も引き続き重要です。

(3) 個別施設計画における PDCA サイクル¹⁰を効果的に運用するための実績評価手法を検討し実施すること（参考資料 4 を参照）

- ◆ 実績評価の実施においては、個別事業が実施時期や事業費が計画どおり実行できたかという事業実績の評価¹¹も重要ですが、事業の実施により期待していた成果が得られたのか、さらには、事業の実施による効果測定も必要です。

¹⁰ 事業活動における管理業務を円滑に進める手法のことで、Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Action（改善）の 4 段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善すること。

¹¹ 習志野市では、公共施設再生計画に基づく事業の実績について、参考資料 4 のような実績評価表を公表している。

- ◆ 効果測定においては、財務書類のデータを活用したインプット（コスト）、アウトプット（サービス提供）、およびアウトカム（成果）に区分して評価する必要があります。
 - ◆ また、アウトプット（サービス提供）の評価にあたっては、インプット（コスト）に見合ったアウトプット（サービス提供）であるかという評価（コストパフォーマンス）が重要であり、投入したコストに見合った行政サービスとなっているか、あるいは、アウトプット（サービス提供）としての行政サービスを維持する中でいかにインプット（コスト）を減らすことができているのかという点を評価することが重要です。
 - ◆ アウトカム（成果）の評価については、利用者の満足度や施設を保有しているメリットなど、いわゆる「便益」の評価が重要となりますが、「便益」を数字で表すことが難しいことから、その評価方法については、今後、早期に研究、検討を進め、アウトカム（成果）も含めた実績評価を実施することが重要です。
 - ◆ 実績評価にあたっては、施設利用者等の特定の対象だけでなく市民全体を対象とした調査、分析が必要であることから、無作為抽出の市民による意識調査、アンケートなどの導入の検討も必要です。また、環境変化に伴う意識の変化を確認することも重要であることから、定期的な調査の実施も効果的です。
- (4) 施設カルテ¹²、施設評価及び実績評価の連動性を図り、当該情報を行政評価に活用することについて検討すること（参考資料5および6を参照）
- ◆ 習志野市では、すでに施設カルテにおいて、行政コスト計算書とリンクした施設別のコスト情報の開示を行っていますが、今後は、これに加えて、施設評価や実績評価が連動したPDCAサイクルとして機能する方法について検討することが必要です。
 - ◆ また、施設の状態を様々な視点から分析した資料として、施設類型別にコスト情報、利用情報等に関する比較分析が見える化した同種施設比較分析表の作成や、ソフト面の評価とハード面の評価に加え、コスト情報の3つの軸によるグラフの作成などが重要です。
 - ◆ その結果、施設の状態を様々な視点から分析した資料の作成が可能となり、かつグラフなどによる見える化により、庁内での検討資料としてだけでなく、市民、利用者等へのアカウントビリティ（説明責任）を果たすことに繋がります。
 - ◆ なお、このように連動した作業を実施するためには、情報システムの活用が有効であることから、情報システム部門との連携も大切です。また、財務書類のデータを活用した連動性を持った作業を行うことで、作業の効率化を図ることが

¹² 施設カルテとは、第2次公共建築物再生計画の対象施設の「建物基本情報」、「構造躯体の健全性」、「劣化状況評価」、「コスト情報」、「利用情報」などを施設毎に掲載したデータ集で、市のホームページに公表。その概要は参考資料5を参照のこと。

可能となり、職員の事務負担の軽減を図ることも可能になります。

- ◆ 本審議会では、地方公会計を効果的な公共施設マネジメントの推進に役立てることを目指し議論を進めてきました。しかしながら、公共施設マネジメントの対象となる公共施設等の資産は、そもそも市の政策、施策の目的を達成するための資産であり、公共施設を対象とした施設評価、実績評価の実施は、市全体の政策、施策、さらには事務事業を評価する行政評価の一部として実施されるべきものと考えます。
- ◆ また、行政評価の評価項目には、現金の支出を伴わない発生主義による減価償却費を含む行政コストなどの財務情報も必要となっていることなどから、行政評価と施設評価の連携を強化すること、行政評価における財務書類のデータの活用について研究・検討を行うことが重要です。

提言 2 市政運営における投資的経費の適正管理等に関する地方公会計の先進的な活用の検討について

習志野市では、公共施設等の資産の保有量が多く、かつ老朽化が進んでいることから、今後、公共施設の老朽化対策等による普通建設事業費、すなわち投資的な支出が増加していくことが想定されます。したがって、投資的経費が市政運営に及ぼす財政的な影響を把握するとともに、適切にコントロールしていくことが重要になります。

習志野市では、これまでも財政の健全性を確保し適正な財政運営を目指すために、中長期的な財政シミュレーションに基づく財政健全化計画の策定など継続的な行財政改革に取り組んできた実績があることが認められました。

しかしながら、現金主義に基づくこれまでの財政シミュレーションにおいては、主に経常的経費の単年度収支の推移を示すシミュレーションが中心となり、毎年の投資的な経費が財政に及ぼす影響を把握することが難しい面がありました。

そこで、市政運営全体を見通す中での適切な公共施設マネジメントを実現するための地方公会計の先進的な活用についての観点から、以下の提言を行います。

(1) 財務書類のデータを市政運営に活用することについて研究すること

- ◆ 貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書の財務四表は、現在、決算時点における習志野市の財務状態と行政活動の成績を明らかにする「財務会計」の役割を果たしています。今後は、その役割に加え、公共施設の老朽化対策等の投資的事業の実施やそのための財源確保策としての地方債の発行や公有資産の有効活用が市政運営、特に財政運営に及ぼす影響を把握、分析し、経営方針の検討などの意思決定に活用し、市政運営に役立てる研究、検討を進めることが重要です。

(2) 「(仮称)見積財務書類」¹⁴を作成し、分析、検討することについて研究すること (参考資料 7 および 8 を参照)

- ◆ 習志野市では、財政の持続可能性を確認しつつ市政運営を実施していくために、基本計画や実施計画などの検討段階において、10年程度の中期的な財政シミュレーションを実施しています。また、公共施設等総合管理計画や公共施設再生計画の検討においても、財政シミュレーションは重要な役割を果たしてきたことも確認できました。
- ◆ しかしながら、従来の官庁会計における財政シミュレーションは、基本的には毎年の現金の収支を将来に向け予測したものであることから、公共施設の整備等の投資的な事業の実施が将来の財政へ及ぼす影響を把握することが難しい面があります。

¹⁴ (仮称)見積財務書類とは、現在の政策が継続する等の一定の仮定のもとで、将来の財政状態を予測することを意図した財務書類のこと。(仮称)見積財務書類に関しては、参考資料 7 を参照のこと。

- ◆ そこで、公共施設マネジメントの取り組みをこれまで以上に綿密な計画のもとで実行し、投資的事業の実施が将来の財政へどのような影響を及ぼす可能性があるのかについて検証しつつ事業計画を立案するために、将来の習志野市の財政状況を財務書類から予測できるようにするための「(仮称)見積財務書類」の作成に向けた研究、検討を行い、実際に作成することを求めます。
 - ◆ 「(仮称)見積財務書類」を作成しその結果を分析、評価することは、財政規律を確保する中で公共施設マネジメントを行っていくために非常に重要な検討項目であり、公共施設の老朽化対策等の投資的事業の実施が、将来の習志野市の財政にどのような影響を及ぼすのかを見えるようにする有効な手段であると考えます。
 - ◆ なお、「(仮称)見積財務書類」の作成にあたり、公共施設マネジメントにおける個別施設に係る経費が市全体の様々な政策、施策に分散しているため、一般会計全体の財務書類の将来予測では、個別施設の事業実施に係る経費が財政に及ぼす影響を把握することが難しいことから、対象施設を含むセグメント(区分)¹⁵を設定し「(仮称)見積財務書類」を作成することが有効です。
 - ◆ 「(仮称)見積財務書類」は、見積貸借対照表、見積行政コスト計算書の分析が中心となりますが、見積資金収支計算書及び見積純資産変動計算書についても、見積貸借対照表と見積行政コスト計算書だけでは繋がらない部分を説明する重要な役割を果たしていることから、これを分析することも重要なポイントであると考えます。
 - ◆ さらに「(仮称)見積財務書類」を作成する際は、複数の前提条件(シナリオ)のもとで作成し、習志野市の望ましい将来像の達成のためには、どの前提条件(シナリオ)が望ましいかを検証する検討材料としての役割も重要です。
- (3) 固定資産台帳を活用した将来更新費用¹⁶の算出や「残存不具合率(FCI)」¹⁷の算定などへの応用策を検討すること(参考資料9を参照)
- ◆ 公共施設の老朽化対策の検討にあつては、現有の施設(固定資産)について、耐用年数を経過した時点で更新する際に必要な事業費を積算したデータを把握、分析することが必要ですが、多くの施設を保有している地方公共団体にとっては、この将来更新費用の算出には多大な労力が必要であり、定期的(毎年度)に更新費用を算出することが困難な状況となっています。

¹⁵ セグメントとは、市全体の財務書類における財務情報を、政策、施策あるいは事業などの単位に分けたまとまりのこと。参考資料8では、小・中学校施設を一つのセグメントとして区分した(仮称)見積財務書類を試作したものを示す。

¹⁶ 将来更新費用とは、公共施設等の固定資産がその耐用年数を迎え、その時点において同種同規模の施設として更新する際に必要と認められる費用(コスト)のこと。参考資料9に将来更新費用の算出方法を掲載。

¹⁷ 残存不具合率(FCI)とは、建物復成価格(再調達価額)に対する残存不具合額の比率のこと。
FCI(%)=残存不具合額/建物復成価格×100
建物復成価格は、新築時の取得価格を参考にするか、現時点での再調達価額をベースとする。
残存不具合額は、不具合箇所の必要改修額の累積額と改修実績額との差額である。

- ◆ 財務書類を作成するうえで、固定資産台帳を最新の状況に毎年度更新していくことから、このデータに基づく将来更新費用の算出が可能となれば、効率的な公共施設の老朽化対策の作成、見直しが可能となることから、早急にその方法を検討、実施することが必要です。
- ◆ また、施設の再調達価額に対する、施設を復元するために必要な工事費（残存不具合額）の割合である「残存不具合率（FCI）」の算出に財務書類のデータを活用する方法を研究することにより、効率的、効果的な改修計画の立案、見直しが可能となる方法を検討することも有効です。

提言 3 公共施設マネジメントにおける地方公会計の効果的な活用を促進する庁内体制の整備について

習志野市では、平成 18（2006）年 6 月に制定された「行政改革推進法」及び同年 8 月に総務省から通知のあった「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」を受け資産債務改革の取り組みに着手しており、全国的にも早い段階から公共施設マネジメントと地方公会計改革を連携した取り組みを進めてきていることが認められました。

この取り組みの着手時点では、平成 20（2008）年度から平成 23（2011）年度までの 4 年間、市長直属の組織として期間限定で設置された経営改革推進室が一括して業務にあたることで、公共施設マネジメントの更なる進展と地方公会計の有効活用の両業務の連携が緊密に図られていました。その後、各業務量が増加、高度化する中で、各業務の充実、強化を図る観点から、平成 24（2012）年度以降、公共施設マネジメントは資産管理室、地方公会計は財政課を経て会計課で実施するという役割分担となりましたが、現在も緊密な連携により取り組みが進められており、この点については高く評価するものです。

しかしながら、地方公会計の取り組みが、これまでの官庁会計における現金主義、単式簿記とは異なり、発生主義、複式簿記という会計に関する専門性が必要なことから、庁内における地方公会計における会計情報の利活用は、一部の関係課、職員に留まり、全庁的な広がりまでは進んでいないことも認められました。

このような中で、これまでの提言においても指摘したとおり、今後の市政運営、特に、公共施設の老朽化対策や資産の有効活用などによる、投資的経費の適正な管理を行っていくためには、統一的な基準による地方公会計に基づく財務書類のデータを有効活用することが大変重要となることが予想されます。

そこで地方公会計の更なる活用に向けた庁内体制の整備に向けて提言を行います。

（1） 庁内連携及び組織体制を整備すること

- ◆ 現在、前年度の決算状況については、毎年 10 月に開催される市議会の決算委員会の勉強会に財務書類に基づく市全体の財務状況の報告が行われ、その前段階では部課長会議での報告がなされるなど会計情報の庁内周知等の現状については評価できます。
- ◆ しかし、本来、10 月以降に始まる翌年度の予算編成に活用するための詳細な分析作業はこの時点では完了しておらず、最終的には年度末の財務報告書の完成まで待たなくてはならない現状であり、財務書類のデータが予算編成作業など市政運営の方針検討、決定等には活用されていないことがわかりました。
- ◆ この課題を解決し、財務書類のデータの有効活用を進めるためには、決算データの収集、加工などの一連作業における関係各課の連携強化、情報システムの更なる高度利用などに関する一段の工夫と取り組みが必要と考えられます。また、予算編成作業や政策、施策の検討などにおいて、財務書類のデータに基づ

く施設評価や行政評価の結果を活用するためには、そのための作業スケジュールの構築、作業体制の整備が必要です。

- ◆ ついては、公共施設マネジメントをはじめとする庁内の政策・施策の検討、実施、効果測定などにおいて、地方公会計の効果的な活用を促進するために、早期に庁内の推進体制の整備を図ることを求めます。

(2) 職員向け研修の充実・強化と意識改革を進めること

- ◆ 本来、公共施設マネジメントや地方公会計の取り組みは、市政運営全体を見渡す中で実施されるものであることから、多くの職員が当事者意識を持ち取り組む必要があるにもかかわらず、業務の専門性が高いことから、それらの知識を持った一部の職員に業務が集中し、多くの職員にとっては当事者意識が育まれていない状況になっています。
- ◆ しかしながら、これまでの提言でも指摘したとおり、今後の市政運営においては、これらの知識は必要不可欠なものとなってきます。したがって、職員の意識改革に向けた研修等の更なる充実強化が必要です。

(3) 専門職員の採用と人材育成の強化を検討すること

- ◆ これまでの地方公共団体の会計制度は、現金主義、単式簿記に基づき実施されてきましたが、様々な理由により、今後の行財政運営においては発生主義、複式簿記による財務書類の活用が重要になってきています。
- ◆ したがって、発生主義、複式簿記による財務書類の作成、活用のためには、専門的な知識、経験が必要であることから、専門知識を持つ職員を一定程度採用することや既存の職員の中から専門知識を持った職員として育成していくことが重要です。

(4) 固定資産台帳と公有財産台帳の連携（統一）を図ること

- ◆ 公有財産台帳は、施設所管課が作成、管理しており、取得価額の記載がなく将来的な財政負担の把握ができないなど、市全体の固定資産の状況を示す固定資産台帳と結びついていない現状があります。
- ◆ 今後、固定資産台帳を有効的に活用していくためには、各施設の所管課が管理する公有財産台帳との連携（統一）を図ることが重要です。そのためにも、地方公会計改革の意義を庁内で共有し、職員の意識改革を進めることにより、各施設所管課との連携を進めることが重要です。

提言 4 公共施設マネジメントにおける市民、利用者等との問題意識の共有化と合意形成について

習志野市がこれまで進めてきた公共建築物に関する老朽化対策の検討においては、検討の開始段階から、関係者との意見交換や出前講座、まちづくり会議での説明などのほか、シンポジウムの開催、アンケートの実施、広報紙への掲載、ワークショップ¹⁸の開催など、様々な方法で市民、利用者等との合意形成に努めてきたことが確認でき、その点は評価します。しかし、個別施設計画の実行段階に入ると、個別施設に関する事業説明が中心となり、公共施設の老朽化問題が市政運営、特に財政運営に及ぼす影響といった総論に対する問題意識の共有化を図る場面や意見交換の機会などが少ないことが確認されました。特に、新型コロナウイルス感染症の影響などにより、これらの機会は大幅に減少しています。

今後、長期間にわたり多額の事業費が必要となる公共施設の老朽化対策等の投資的事業の実施やその財源確保のために発行する地方債残高の増加、あるいは公有資産の有効活用による財源確保などが、習志野市の将来の財政状況にどのような影響を及ぼす可能性があるのか、また、人口減少、少子高齢化などの社会環境の変化に対応した市政運営全体の中で適切な内容となっているのかなど、まさに都市経営の観点からの問題意識の共有化と合意形成が重要になってきます。

特に、習志野市公共施設等総合管理計画や第2次公共建築物再生計画における公共施設の現状分析では、将来の習志野市の財政状況の推移を考慮する中では、すべての公共施設を維持管理していくことが困難な状況であり、公共施設の総量を圧縮しつつ、複合化、統廃合などの事業の実施が増加してくることが想定されています。

このような現状認識のもとで公共施設マネジメントを推進していくためには、公共施設の見直しを、ハード面だけではなく行政サービスのあり方の見直しと捉える必要があり、これまで以上に、市民との意見交換、合意形成が重要になっていきます。

そこで市民、利用者等との問題意識の共有化と合意形成について提言を行います。

(1) 財務書類のデータを活用した積極的な情報公開による問題意識の共有化を推進すること

- ◆ 施設カルテや施設評価結果を活用した、同種施設の比較などの施設の現状等をわかりやすく示した資料などの活用により、市全体の公共施設等の現状や実態、維持管理コストなどを積極的に情報公開することが重要です。情報公開にあたっては ICT を活用した情報共有を促進し、双方向性のある手法を活用するなどにより多くの市民や関係団体と問題意識を共有することが重要であり、多くの市民がこの問題を自分事として認識し、「当事者意識」を高めるための具体的な取り組みを進めることが必要です。

¹⁸ ワークショップとは、住民参加型の活動形態の一つで、参加者が自発的に作業や発言を行える環境が整った場において、ファシリテーターと呼ばれる司会進行役を中心に参加者全員が、意見交換や計画検討などの活動を行う場のこと。

- ◆ また情報公開する資料等については PDF 形式だけではなく、できる限り Excel 形式などの活用に便利な形式で情報公開することが望ましいと考えます。

(2) 公共施設等の再生に関する市民参加、合意形成手法の更なる充実を図ること

- ◆ 「個別施設計画」の策定においては、市民、団体等の関係者の理解と協力が不可欠であり、市民参加、合意形成の方法を常に研究、検討し充実させていくことが重要です。これまでのワークショップの実施やバランスシート探検隊¹⁹の活動などの経験を生かしつつ、施設カルテなどの情報を用いたワークショップの取り組みを進めるなど、より充実させた習志野市に相応しい市民参加の方式を構築し、市民との更なる合意形成を図っていくことが必要です。

¹⁹ バランスシート探検隊とは、施設をつくる市の職員の視点だけではなく、施設を使う学生・市民の視点も取り入れて、勉強会や現地視察を通じて、市が保有する施設や設備に関する問題を検討することを目的とした取り組みで、平成 23 年度に全国で初めて千葉大学との協働事業として開始。その取り組みについては市のホームページ（市政情報→財政・会計→バランスシート探検隊）に掲載されている。

提言 5 公共施設等総合管理計画及び個別施設計画の継続的な見直しと充実について

今期の審議会では、習志野市の公共施設マネジメントの取り組みが、持続可能な行財政運営のもとで継続的に実行されていくために、地方公会計による財務書類のデータを有効活用することで次なるステージにステップアップしていくための方策について議論を進め、そのための提言を取りまとめてきました。

地方公会計との連携を図る目的は、あくまでも公共施設の老朽化対策や公有資産の有効活用などの投資的な事業の実施やそのための財源確保策が、将来の市政運営、特に財政運営にどのような影響を及ぼすのかについて、できる限り客観的なデータに基づき検証、分析を行い、財政規律を保ちつつ持続可能なまちづくりを行っていくことを目指すものです。

この観点から、現在の公共施設マネジメントの柱となっている「公共施設等総合管理計画」及び各公共施設に関する老朽化対策をまとめた「個別施設計画」について、地方公会計の統一的な基準による財務書類のデータを利活用しつつ、継続的な見直しと更なる充実を図っていくことを提言します。

- (1) 持続可能な行財政運営のもとで公共施設の再生を実行するために、地方公会計を活用した公共施設等総合管理計画及び個別施設計画の継続的な見直しを実施すること
 - ◆ 持続可能な行財政運営のもとで公共施設の老朽化対策等の投資的事業を実施していくためには、これまで以上に投資的経費が財政に及ぼす影響を慎重に見極めつつ事業計画を作成する必要があります。
 - ◆ 特に、習志野市は、新型コロナウイルス感染症の影響がない時点においても、財政の硬直化の度合いを示す経常収支比率が高く、公共施設の老朽化対策等の投資的経費に充当可能な財源の確保が厳しい状況があったことから、投資的事業の実施に関する財政的な問題がクローズアップされることが想定されます。
 - ◆ したがって、今後は地方公会計を活用した公共施設等総合管理計画及び個別施設計画の継続的な見直しが必要です。
- (2) 公共施設マネジメントに係る検討において財務書類のデータの活用を進めること
 - ◆ 公共施設マネジメントは、保有する資産について自治体経営の視点から総合的かつ統括的に企画、管理及び利活用する仕組みです。
 - ◆ マネジメントツールとしての財務書類のデータの活用を進めることを求めます。
- (3) 財務書類のデータを活用した施設評価及び実績評価に基づく定期的な計画の見直しを実施すること
 - ◆ 財務書類のデータを活用した施設評価及び実績評価の手法を早期に確立させ、それに基づく各種計画の定期的な見直しを実現することを期待します。

提言 6 新型コロナウイルス感染症による公共施設マネジメントへの影響の把握と対策の検討について

令和元（2019）年末に発生した新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の世界的な蔓延は、我が国の社会に大きな影響を与え、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐための新しい生活様式が提唱されるなど、公共施設マネジメントの分野においても大きな影響を及ぼすことが必至の状況です。

習志野市は、公共施設マネジメントや地方公会計改革の取り組みにおいて、全国的にも早い段階から検討を開始し、多くの地方公共団体の先導的な役割を果たしてきた実績があります。

新型コロナウイルス感染症への対応においても全国のモデルとなることを期待し、新型コロナウイルス感染症による公共施設マネジメントへの影響の把握と対策の検討について提言を行います。

（1）新型コロナウイルス感染症が公共施設マネジメントに及ぼす影響について多角的に把握、分析するとともに最新の情報収集に努めること

- ◆ 新型コロナウイルス感染症対策が社会経済情勢に及ぼす影響は、国、地方を問わず非常に大きくなることが想定され、公共施設マネジメントの分野においても、公共施設のあり方や財源確保における財政状況の影響など、ハード面、ソフト面の両面から大きな影響を受けることが確実です。したがって、これらの影響について鋭意情報収集に努め、その対策について早急に検討を進めることが必要です。
- ◆ 習志野市は、新型コロナウイルス感染症対策を速やかに実施するために緊急的な財政出動を行うとともに、その財源として基金の取り崩しも行われたため、今後の財政状況はこれまで以上に厳しさを増すことが予想されます。
- ◆ したがって、新型コロナウイルス感染症による財政への影響を受ける前の財政状況により作成された、現在の公共施設等総合管理計画や個別施設計画については、今まで以上に厳しい財政環境のもとでの見直しとなることは必至の状況であると考えます。
- ◆ 現時点では、新型コロナウイルス感染症への集中的な対応が必要であり、そのことに全力を傾けることが大切ですが、今後は、アフターコロナにおける公共施設マネジメントの適切な実施に向け、新型コロナウイルス感染症が公共施設マネジメントに及ぼす影響について、財務書類のデータによる分析を行うことなどによりハード面、ソフト面の両面から把握、分析したうえで、適切な事業計画の見直しに向けた検討を実施することが必要です。

（2）新しい生活様式等に対応した「公共施設における行政サービスのあり方」の検討を行うこと

- ◆ 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う影響は、人々の生命や健康を脅かし、日常生活のみならず、経済・社会全体のあり方、さらには人々の行動様式・意識など多方面に波及しつつあり、いわゆる「ニューノーマル（新しい生活様式）」へ移行していくことが想定されています。そして、このことは施設に対する市民のニーズの変化を招き、公共施設を通じて提供されるべき行政サービスのあり方自体も変革していくことが求められる可能性があります。
- ◆ このように公共施設のあり方も大きく変化していくことが予想されることから、適宜適切な情報収集に努めるとともに、「ニューノーマル（新しい生活様式）」に対応した「公共施設における行政サービスのあり方」について研究、検討を進めていくことを求めます。

提言の実現に向けて

新型コロナウイルス感染症が及ぼす影響は、私たちを取り巻くあらゆる分野において大きな環境変化をもたらしました。特に、国民の安全・安心を守らなくてはならない国及び地方公共団体における行財政運営に与えた影響は非常にインパクトの大きなものがあり、中でも財政環境に対する影響は一過性のものではなく、将来にわたり様々な場面において厳しい選択を求められることが想定されます。

このように、財政環境が将来的にさらに厳しさを増していくという認識のもと、本審議会では、現在、地方公共団体の行財政運営において大きな政策課題となっている公共施設の老朽化問題について、地方公会計による財務書類を活用することで、より効果的、効率的な解決策が検討、実行されていくことを目指し、「持続可能な行財政運営を実現する公共施設マネジメントの推進に向けて～地方公会計による財務書類の活用と連携～」という提言書を取りまとめました。

特に、今後の公共施設マネジメントの推進にあたっては、公共施設の管理について、ハード面、すなわち建築学的・工学的視点のみで考えるのではなく、ソフト面、すなわち行政サービスのあり方といった視点から検討することが重要になってきます。

習志野市は、全国的にも早い段階から公共施設の老朽化問題や地方公会計改革に取り組み、多くの地方公共団体のモデルとなってきた実績があります。

ぜひ、市長の強いリーダーシップのもとで、職員が一丸となり、ますます厳しくなることが想定される財政運営においても、限りある財源を有効活用する中で「公共施設等総合管理計画」等の投資事業計画を立案し、市民の安全・安心をしっかりと確保しつつ、習志野市のまちづくりの基本理念である「文教住宅都市憲章」に基づく都市（まち）づくりが進んでいくことを期待しております。

この提言書が、その一助となることを願い、本審議会からの提言の結びとします。

習志野市公共施設等再生推進審議会 委員一同

【習志野市公共施設等再生推進審議会委員名簿】

習志野市公共施設等再生推進審議会委員名簿

■任期：令和2年4月1日から令和4年3月31日まで 定員6名

※選出区分ごとに読み仮名順（敬称略）

選出区分	委員氏名	役職	所属等
第8条第3項 識見を有する者	おおつか しげお 大塚 成男	副会長	熊本学園大学大学院 会計専門職研究科 教授
	こばやし まり 小林 麻理	会長	早稲田大学 政治経済学術院 教授
	にしお しんじ 西尾 真治	委員	三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 政策研究事業本部 公共経営・地域政策部 主任研究員 亜細亜大学 都市創造学部 非常勤講師
	よしだ めぐみ 吉田 恵美	委員	公認会計士
第8条第3項 公募に応じた者	くにとも ゆきえ 國友 幸恵	委員	公募委員
	こぐれ あつと 小暮 淳斗	委員	公募委員

【審議日程】

回数	開催日	議題
第1回	令和2年7月6日（月）	(1) 習志野市の取組みについて (2) 習志野市の財務書類に基づく財務分析について (3) 諮問事項について
第2回	令和2年10月27日（火）	【報告事項】 (1) 第1期計画期間の実績について (2) 固定資産台帳を活用した更新費用見込みについて 【審議事項】 (1) 諮問事項について ① 予定財務書類の作成と活用について ② 施設評価及び業績測定の方法について
第3回	令和3年1月26日（火）	【報告事項】 (1) 公共施設等総合管理計画の改訂について 【審議事項】 (1) 提言書の骨子について
第4回	令和3年8月4日（水）	【審議事項】 (1) 提言書（案）について

【設置根拠】

○習志野市公共施設等再生基本条例

平成26年7月7日

条例第15号

改正 平成29年12月28日

条例第16号

(題名改称)

(目的)

第1条 この条例は、公共施設等の建替え、統廃合、長寿命化及び老朽化対策改修の計画的な取組について、その基本理念及び基本的事項を定め、持続可能な行財政運営の下で、時代の変化に対応した公共サービスを継続的に提供することにより、誰もが住みたくなくなるような魅力あるまちづくりを推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 公共施設等 市が所有する施設であって、次に掲げるもののうち規則で定めるものをいう。

ア 建築物

イ 道路、都市公園等の土木施設

ウ 下水道

エ 水道施設

オ ガス工作物

(2) 再生 建替え、統廃合、長寿命化及び老朽化対策改修の計画的な取組をいう。

(3) 関係団体 地縁型組織、特定非営利活動法人その他の営利を目的としない団体で、主に市内において公共施設等の再生又は管理運営若しくは維持保全を行うものをいう。

(4) 事業者 公共施設等の再生に関する事業（以下「公共施設等再生事業」という。）を行う法人その他の団体（前号に掲げるもの並びに国及び地方公共団体を除く。）及び個人をいう。

(基本理念)

第3条 公共施設等の再生は、次に掲げる事項を基本理念として行うものとする。

(1) 文教住宅都市憲章の理念にのっとり、市民の生命、身体及び財産の安全を第一義としつつ、教育及び文化の向上を図り、健康で文化的な生活を実現するよう実施すること。

(2) 限られた資源の有効的な活用及び効率的かつ効果的な事業手法を導入し、次世代に過度の負担を課さず、世代間の公平性が確保されるよう取り組むこと。

(3) 公共施設等の再生の実施に当たっては、人口減少社会の到来、経済の成熟化等社会経済情勢の変化を踏まえつつ、市、市民、関係団体及び事業者が連携及び協働して取り組むこと。

(市の責務)

第4条 市は、公共施設等再生事業について総合的かつ計画的な取組に努めるものとする。

2 市は、公共施設等の現状を把握し、人口動態、財政状況等客観的なデータに基づく中長期の予測の下で、効率的かつ効果的に公共施設等再生事業に取り組むものとする。

3 市は、公共施設等再生事業に関する財源を確保することに努めるものとする。

4 市は、公共施設等再生事業を推進するに当たっては、市民の理解と協力を求めるとともに、公共施設等に関する情報をわかりやすく周知するものとする。

5 市は、公共施設等再生事業を推進するに当たっては、公共施設等の再生に関する理解を深めることを通じて公共の福祉の増進に寄与し、効率的な再生事業に積極的に参画及び協力するよう、関係団体及び事業者に対して求めるものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、次世代の負担を軽減するため、公共施設等の再生並びに管理運営及び維持保全に必要となる現在及び将来の財政負担に関する理解を深め、より良い資産を次世代に引き継ぐよう努めるものとする。

(関係団体及び事業者の責務)

第6条 関係団体及び事業者は、その活動において、市が推進する公共施設等再生事業に積極的に参画し、協力するよう努めるものとする。

2 関係団体及び事業者は、公共施設等の効率的かつ効果的な管理運営及び維持保全に関し、より有効な方法の追求及び技術の向上に努めるものとする。

(調査及び計画)

第7条 市長は、公共施設等の再生に関する情報の一元的な調査、収集及び整理を定期的実施するとともに、その結果を公表するものとする。

2 市長は、公共施設等の再生に関する政策を総合的かつ計画的に推進するため、前項の結果に基づき、公共施設等の再生に関する計画を策定するものとする。

3 市長は、前項の計画における事業効果を検証し、その検証結果及び人口動態、財政状況等市を取り巻く社会経済情勢の変化に応じて、当該計画を見直すものとする。

(公共施設等再生推進審議会)

第8条 市長は、公共施設等の再生に関する施策を推進するため、公共施設等再生推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、公共施設等の再生に関する事項を調査審議する。

3 審議会は、委員6人以内で組織し、委員は公共施設等の再生に関し識見を有する者及び公募に応じた市民のうちから市長が委嘱する。

- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に存する公共施設の再生に関する計画は、第7条第2項の規定により策定されたものとみなす。

附 則 (平成29年12月28日条例第16号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に存する公共施設等(第1条の規定による改正後の習志野市公共施設等再生基本条例(以下「新条例」という。)第2条第1号アに規定するものを除く。)の再生に関する計画は、新条例第7条第2項の規定により策定されたものとみなす。
- 3 この条例の施行の際現に第1条の規定による改正前の習志野市公共施設再生基本条例第8条第3項の規定により委嘱されている公共施設再生推進審議会の委員は、新条例第8条第3項の規定により公共施設等再生推進審議会の委員として委嘱されたものとみなす。

【諮問書】

資 管 第 2 3 0 号
令 和 2 年 7 月 6 日

習志野市公共施設等再生推進審議会長 様

習志野市長 宮本 泰介

諮 問 書

習志野市公共施設等再生基本条例第8条第2項の規定に基づき、次の事項についてご検討のうえ答申いただきたく、理由を添え諮問いたします。

【諮問事項】

習志野市が進める公共施設再生の取組みの更なる推進に向け、統一的な基準に基づく地方公会計の適切かつ効果的な活用策について提言を求めます。

（諮問理由）

本市の財政環境は、少子高齢化の進展に伴う、生産年齢人口の減少により将来的に市税の減収傾向が想定される一方、社会保障関係経費は著しい増加が見込まれ、財政構造の一層の硬直化が予測されます。

このような厳しい財政状況の中、本市では、全国的な課題となっている公共施設の老朽化問題に対して、平成26年3月に習志野市公共施設再生計画を策定して以来、具体的な事業計画に基づく対策を実行しています。しかしながら、計画実行段階において、さまざまな課題が顕在化し老朽化対策が思うように進まない現状となっています。

このような状況の背景の一つには、老朽化対策の検討段階等における公会計情報との連携が不足していることによる要因も少なくないものと考えられます。

このことから、市民が納得し易く、より実効性の高い事業計画の立案、進行管理に向け、次の事項を中心にご審議いただき、ご提言いただきますようお願いいたします。

1. 公共施設（資産）を保有することによる、財政運営に対する経年的な影響について、どのように算定し、その結果を毎年の予算編成や中長期的な財政運営、公共施設マネジメントにどのように活かしていけば良いか。
2. 公共施設の整備にあたり、将来発生するコスト算出やニーズ把握等をどのように行えば良いのか。また、業績（効果）測定をどのような指標でどのように実施すれば良いのか。併せて、その結果をどのように分析し意思決定に活かしていけば良いのか。

3. 公共施設の再編・再配置等の検討にあたっての施設評価について、評価指標としてどのような会計情報を活用すれば良いのか。また、公共施設マネジメントを考える際のセグメントの単位をどのような単位で設定し、公共施設マネジメントや意思決定に活かすことが望ましいのか。
4. 公共施設マネジメントの内容を公会計情報と連携する中で、分かりやすく周知するためにはどのようにすれば良いのか。

